

固定資産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
株式会社大阪鶴見 フラワーセンター	<p>株式会社大阪鶴見フラワーセンター経理規程では、毎会計年度1回以上、所管の固定資産と台帳を实地照合することになっているが、平成29年度以降実施されていなかった。</p> <p>また、固定資産台帳と現物の照合確認を抽出により行ったところ、すでに除却されている下記の固定資産が固定資産台帳に記載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 632 1662 951"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>資産名</th> <th>数量</th> <th>取得価額</th> <th>期末帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>ビデオソフト</td> <td>1</td> <td>2,440,000円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>ハイビジョンソフト</td> <td>1</td> <td>9,200,000円</td> <td>1円</td> </tr> </tbody> </table>	勘定科目	資産名	数量	取得価額	期末帳簿価額	工具器具備品	ビデオソフト	1	2,440,000円	1円	工具器具備品	ハイビジョンソフト	1	9,200,000円	1円	<p>検出事項について、資産管理責任者は、固定資産台帳と現物の照合を実施し、是正すべきものがある場合は、速やかに是正されたい。</p> <p>また、株式会社大阪鶴見フラワーセンター経理規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【株式会社大阪鶴見フラワーセンター経理規程】 第41条（固定資産の实地照合） 資産管理責任者は、毎会計年度1回以上所管の固定資産を台帳と实地照合しなければならない。</p> </div>	<p>従来の实地照合に使用していた固定資産实地照合報告書では、適正な照合が困難であるため、令和2年1月14日に、様式を固定資産台帳に基づいた様式に変更し、確実な实地照合を行う体制を整えた。</p> <p>新たな固定資産实地照合報告書により、令和2年1月31日に固定資産台帳と現物の实地照合を実施し、すでに除却されている左記の2件について、固定資産台帳上、除却の処理を行った。</p> <p>今後は、株式会社大阪鶴見フラワーセンター経理規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
勘定科目	資産名	数量	取得価額	期末帳簿価額														
工具器具備品	ビデオソフト	1	2,440,000円	1円														
工具器具備品	ハイビジョンソフト	1	9,200,000円	1円														

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：令和元年12月3日及び同月4日）